官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産三七）　一
〔法規的告示〕
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働二一九）　二
〔その他告示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委二八）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同二九）
○原動機を用いる歩行補助車等の型式認定番号を指定した件（同三〇）
○移動用小型車の型式認定番号を指定した件（同三一）
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二七一）
○日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件（同二七二）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八〇〇、八〇二、八〇三、八〇五～八〇七）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八〇一、八〇四）
○直轄砂防工事を施行する件（同八〇八～八一〇）
○道路に関する件（北陸地方整備局三八～四一）
○道路に関する件（中国地方整備局五七）
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　四
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　四
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配七九）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁　七
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　八

省令

○農林水産省令第三十七号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月八日　農林水産大臣　小泉進次郎

農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

別表第一（第三条関係）

改正後	
（略）	（略）
日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）	第二十七条（第三十六条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）	（略）
家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）	第八条
（略）	（略）
家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）	第二十五条第一項及び第三十四条
（略）	（略）

別表第一（第三条関係）

改正前	
（略）	（略）
日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）	第二十三条第一項及び第二十七条（これらの規定を第三十六条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）	第三十四条
（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。